

京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 電子会議室の実施に関する企画、運営等を行うため、京都市市民参加推進フォーラムの部会として電子会議室「みやこeコミュニティ」運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 電子会議室全体の企画及び運営に関すること。
- (2) 電子会議室のテーマの選定及び設置期間に関すること。
- (3) 電子会議室の円滑な運営のために必要なルールの制定及び改廃に関すること。
- (4) 不規則発言及びルール違反者への対応に関すること。
- (5) 電子会議室の技術・運営管理者及び進行役の命免に関すること。
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 京都市市民参加推進フォーラム選出委員
- (2) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要あると認めるとき、随時招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、総合企画局政策推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、総合企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。